

大阪地方最低賃金審議会総会

第348回本審議会議事録

1 日 時

令和4年7月29日（金）13時30分～14時25分

2 場 所

大阪合同庁舎第4号館 2階 第2共用会議室

3 出席者

（公益代表委員）

飯島委員、衣笠委員、立見委員、服部委員、村上委員、森委員

（労働者代表委員）

狼谷委員、上山委員、黒田委員、清水委員、松井委員

（使用者代表委員）

青木委員、中野委員、平岡委員

（事務局）

木原労働局長、樋口労働基準部長、的場賃金課長、中辻主任賃金指導官、武田賃金指導官、
中島賃金指導官、杵之尾最低賃金係長

4 審議事項

（1）令和4年度地域別最低賃金額改定の目安について

（2）大阪府最低賃金の改正に係る意見等について

（3）令和3年度大阪府最低賃金の答申附帯事項に関する取組状況報告について

（4）その他

(開会 13時30分)

中辻主任賃金指導官

定刻となりましたので、ただいまから大阪地方最低賃金審議会第348回総会を開催します。

初めに、傍聴人の皆様に申し上げます。傍聴の皆様には、既にお渡ししております傍聴に関する遵守事項に従っていただきますようお願いいたします。

本日は、現時点で公益を代表する6名、労働者を代表する委員5名、使用者を代表する委員3名、14名の委員の御出席により、最低賃金審議会令第5条第2項の規定に基づく定足数を満たしており、審議会が有効に成立していることについて御報告申し上げます。

なお、労働者を代表する鈴木委員、使用者を代表する柴田委員、古谷委員は、本日、所用のため御欠席です。丸山委員は少し遅れているようです。

それでは、会長、議事の進行をよろしく願いいたします。

服部会長

皆様、こんにちは。本日もよろしく願いいたします。

それでは、議事1、令和4年度地域別最低賃金改定の目安について に入ります。

事務局から御説明をお願いいたします。

的場賃金課長

中央最低賃金審議会の目安に関する小委員会につきましては、現在、審議は継続中となっております。目安額についても示されておりませんので、御報告申し上げます。

服部会長

ありがとうございます。ただいまの説明について、何かございますでしょうか。

労働者を代表する委員、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(な し)

服部会長

使用者を代表する委員、よろしいですか。

(な し)

服部会長

ありがとうございます。

それでは、議事2、大阪府最低賃金の改正に係る意見について、に入ります。

事務局から御説明をお願いいたします。

中辻主任賃金指導官

大阪府最低賃金の改正に係る意見等について説明させていただきます。

座って説明させていただきます。

最低賃金法第25条第5項に基づき、本年7月6日付で大阪府最低賃金の改正に係る関係労使の意見聴取に関する公示を行いましたところ、意見書の提出がございました。その他最低賃金に係る要請等もございました。この意見書及び要請書等の原本は全て公益委員のお席の後ろに置いております。

これから御意見、御要望を報告させていただきますが、共通の内容のものにつきましては、まとめて御報告させていただきます。

まず、労働者側の意見でございます。

1ページ、資料の1-1を御覧ください。

7月20日付で全大阪労働組合総連合から大阪府最低賃金審議会会長宛てに大阪府の最低賃金大幅引上げ、時間額1,500円の早期実現と全国一律最低賃金制度を求める意見書の提出があったものでございます。

いまだ続く新型コロナウイルスの感染拡大やロシア政府のウクライナへの侵攻に伴う物価上昇により労働者の暮らしに深刻な影響を与えている。とりわけコロナ禍の下でエッセンシャルワーカーと言われる人たちの多くが非正規労働者であり、さらなる格差と貧困の拡大を招いている。労働者からは悲痛な声が寄せられており、最低賃金の引上げは非正規労働者の賃金底上げに直結することから、1、物価高騰による生活悪化を改善させるため大阪府の最低賃金を大幅に引き上げるとともに、生計費原則に基づき早期に1,500円に到達させること、2、全国・全産業一律最低賃金制を確立すること、3、最低賃金の大幅引上げと同時に公契約法の制定、中小企業関連予算の増額、中小企業支援策の強化、公正取引確立のための下請法等の改正の実行を政府に求めることの3点の要望があったものでございます。

同日付で大阪労連及びその傘下157団体からの意見書の提出があり、この3点の要望につきましては共通事項として要望がなされております。

それでは、共通事項以外の主立った内容を抜粋して報告いたします。

資料の3ページ、資料の1-2は、おおさかパルコープ労働組合から大阪府最低賃金額1,600円の早期実現と全国一律最低賃金制度を求める意見書として提出されております。おおさかパルコープの労働者約3,000人のうち6割を超す2,000人が非正規労働者であり、最低賃金改定に直接影響を受けること、その非正規労働者にはシングルマザーや世帯主も多く、ダブルワーク、トリプルワークを行っている状況にある者があり、また、現役時代の賃金が低く、年金支給額も低いため、70歳を超えても働かざるを得ない状況にある者がいること、これらのことから最低時間給1,600円を早期に実現し、どこでも誰でも8時間働けば普通に暮らせる社会を求める意見でございます。

資料の5ページ、資料1-3は、生協労連大阪府連合会から2022年度大阪府最低賃金の改正審議に向けた意見書として提出されております。大阪府の最低賃金は、昨年28円引き上げられ、時間給992円となったが、まだ1,000円には満たないばかりか、この金額は1日8時間、週40時間働いても1か月16万円に届かない賃金であり、年収も190万円で、年収200万円以下の働いても生活できない働く貧困層、ワーキングプアの状態であることから、審議会では大阪の労働者の実態を踏まえ、最低生計費の観点から最低賃金の水準の妥当性について議論を行い、大幅な引上げに踏み込む審議を求めるものでございます。

資料の9ページ、資料1-4は、全国一般労働組合大阪府本部から中小企業労働者、非正規労働者など全ての労働者の賃金改善で、生活不安、経済低迷から脱却するために大阪府最低賃金1,500円以

上の実現を求める意見書として、共通事項の要請3つに加えて最低賃金を日額・月額でも設定することを求めるものでございます。

資料11ページ、資料の1-5は、自交総連大阪地方連合会から最低賃金1,500円への大幅引上げと全国一律化を求める意見書として提出されたものです。タクシー労働者の労働条件は劣悪な上、コロナ危機による影響も大きく、大阪で働くタクシー労働者の2021年の平均年収は約251万円と非常に低い。低過ぎる最低賃金は、タクシーに象徴的に見られるように安い人件費で経営が維持できてしまうため、経営者の生産性向上に対する意欲を低下させる。低過ぎる最低賃金はコロナ危機の中で労働者の最低限の生活維持を危うくしている。これらのことから審議会に対し積極的な最低賃金引上げの審議を求めるとのものです。

次に、資料15ページ、資料の2-1は、7月9日付で日本労働組合連合会傘下の大正紡績労働組合ほか46団体から、大阪地方最低賃金審議会会長宛てに大阪府最低賃金の大幅な引上げを求める要請があったものでございます。

これは、今年度第1回の第347回総会で日本労働組合総連合会大阪府連合会からの要請書がありましたことを御紹介しましたが、同じ内容で提出されております。この第347回総会で全国一律最低賃金制度の創設と時間額1,500円を求める要請書として、全大阪労働組合総連合取扱いの団体及び個人署名の提出がありましたことを御紹介しましたが、17ページ、資料2-2、19ページ、資料2-3は同じ内容の要請書として7月20日付で新たに74団体と8,979筆の個人署名が提出されております。

続きまして、資料21ページ、資料の2-4は、7月22日付で日本共産党大阪府議会議員団から大阪労働局長宛てに物価高騰とコロナ禍から大阪の雇用と中小企業を守る重点要望として提出されたものです。その中で最低賃金を時給1,500円以上に引き上げること、中小企業の賃上げ支援を抜本的に強化すること、介護・福祉・保育職員の賃金を全産業平均並みに引き上げることと求めるという内容の申出がございました。

続きまして、使用者側の意見でございます。

資料の13ページ、資料の1-6は、7月19日付で一般社団法人大阪タクシー協会から大阪地方最低賃金審議会会長宛て、地域別最低賃金額改定に対する意見書として提出があったものでございます。

内容としましては、令和2年から本格化した新型コロナウイルス感染症の拡大による影響は、特に中小企業においてはあらゆる分野において影響を及ぼし、タクシー事業においても経営状況の悪化は極めて深刻な状況であること、昨年来の燃料価格の高騰に伴い、タクシー事業の経営基盤を揺るがしかねない惨たんたる結果を招いていること、タクシー運転者の賃金は多くが歩合給制度を取っていることから、営業収入の激減は直接最低賃金額に影響し、不足分は事業者が負担しなければならない状況にあること、そのためこれらのタクシー業界の現状を踏まえ、最低賃金の改正については慎重の上にも慎重な審議と地域別最低賃金の原則を定めた最低賃金法第9条の趣旨をしんしゃくするよう強く要望するとのものでございます。

意見書・要請書等に関する説明は以上でございます。

服部会長

ありがとうございます。

ただいまの御説明につきまして何か御意見等ございますでしょうか。いかがでしょうか。

(な し)

服部会長

特にないようですので、進めたいと存じます。

それでは、ただいまから大阪府最低賃金の改正について直接意見聴取を行います。

事務局から御説明をお願いいたします。

中辻主任賃金指導官

本日の意見聴取につきましては、7月6日の第347回総会において御了承いただきましたとおり、労働者を代表する委員に御選任いただきました3名の方に意見聴取を行うことを予定しております。

服部会長

ありがとうございます。

それでは、3名の方から意見を御聞きすることといたします。

発言時間は、お1人10分以内ということにさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

なお、意見聴取については事務局で進行をお願いいたします。

中辻主任賃金指導官

承知しました。

それでは、まず、イオンリテールワーカーズユニオン古川橋店、柴田三千代様をお願いいたします。

柴田陳述者

皆さん、こんにちは。柴田三千代と申します。

本日はこの審議会でお話しさせていただくという貴重な機会をありがとうございます。

私はイオン古川橋駅前店でパートタイマーとして働いております。職務は加工食品売場でリーダー職をしております。一月の契約時間が159時間、時間給は1,250円、額面では約20万円、手取りでは約16万円となり、年収は約240万円になります。現在、夫、長女と同居しており、次女は名古屋で就職しております。

リーマンショック後、夫の収入は激減し、当時大学生の長女を卒業させるためにパートタイマーの仕事に励みました。何とか実家から学費の援助があり、無事に卒業することができました。次女は就職を見据えて岐阜県の学校へ通うこととなりましたが、夫の収入に加え、パートとして私が働いていたことから学費・生活費等が工面でき、無事に卒業することができました。2人とも自分の夢に向かって勉強する機会を与えてあげることができ、2人ともその職業に就くことができ、親としては大変な喜びとなっております。このように娘2人が無事に卒業することができたのは、実家からの援助と夫婦共働きで十分な収入があったからこそです。

私が働き始めてからの30年間で社会は大きく変化しております。私が働き始めた昭和60年代は、ほぼ誰もが正社員で働くことができ、長女が生まれた平成の初めまでは夫の給料だけで十分に生活ができていました。国税庁の民間給与実態統計調査で1990年代と比べて現在は平均給与が年間で約30万円も下がっているとの結果が出ており、夫婦共に働かなければ生活できないのが現実です。

会社においては、人員不足の影響からか、パートタイマーの働き方は以前とは違い、補助的な役割から計画業務まで幅広い働き方が求められています。簡単なことではありませんが、同一労働同一賃金の下、まだまだパートタイマーの賃金は引き上げられるべきだと考えられます。

物価においては、30年前より現在のほうが企業努力の賜物であるプライベートブランド商品の出現により、食品や生活用品などの生活必需品は安くなっているものが多くあります。ところがこの春より物価だけではなく、燃料やエネルギー価格の高騰、円安の加速により値上げが続いています。物の値段だけではなく、保険料も値上がりを見せています。秋以降もその後も今の情勢ではまだまだ値上げは続くものと考えられます。このような状況が続くのであれば、共働きをしても今より生活が厳しくなっていきます。この観点からもパートタイマーの賃金は引き上げられるべきだと考えます。

守口市においては、小学校の給食費が年度内無償化になりました。コロナで世帯の収入が減った家庭が多くなったことが理由だそうです。私は12年ほど前、小学校でPTA役員をいたしました。その折も給食費未払いが分かる会計項目があり、その該当学年では約4分の1の家庭が給食費未払いとなっていました。今はそのときよりも給食費が払えない家庭が増えているという話も聞いたことがあります。PTA副会長の折、週一で朝の挨拶運動や下校時の見守り隊を3年間しました。みんなかわいい子供たちです。未来ある子供たちのためにも最低賃金の引上げで家計が少しでも楽になるのであれば引き上げるべきだと思います。

地域別の最低賃金の差は、地域により家賃の差があることだと思います。例えば次女の住んでいる物件は名古屋駅から徒歩15分以内、私もうらやましいキッチンや風呂がついている有名メーカーのおしゃれなワンルーム新築物件ですが、1か月の家賃は約6万3,000円です。東京に関しては、同じような条件で調べてみると約11万円、大阪においても梅田徒歩圏内で約11万円と、東京より最低賃金が低いにもかかわらず東京と同等の家賃金額になっています。このような観点からも最低賃金は引き上げるべきだと思います。

東京に次ぐ大都市大阪でも早期に最低賃金1,050円を目指すべきだと思います。パートタイマーは自立して暮らさなければならぬ人、世帯年収が低い人、また、子供の教育費のために働くなど、パートタイマーの方が働く理由は様々です。大阪府の最低賃金992円ではフルタイムで働いても手取りは約12万円しかなく、共働きでも生活が厳しいという声を聞いています。働くみんなが生き生きと働き、暮らしていけるよう、そして大阪に住みたい、大阪で働きたい、大阪で生まれ育ってよかったと思ってもらえるようにも大阪の最低賃金の大幅な引上げをよろしく願いいたします。

以上で終わります。ありがとうございます。

中辻主任賃金指導官

ありがとうございました。

続きまして、連帯ユニオン関西ゼネラル支部、今西祐美子様をお願いいたします。

今西陳述者

皆様、こんにちは。今西祐美子と申します。よろしく願いいたします。

私は、2007年7月から約15年間近くにわたりまして、大阪公立大学、旧大阪府立大学の研究室で非常勤職員、研究補佐員として働いております。主な仕事は、経済学研究科で教授の論文の英語論文作成、校正、日本語の論文原稿のチェック、研究データの入力や表作成などを行っております。非常勤

職員は常勤職員と違いまして時給で雇われており、仕事内容や経験・能力に関わりなく、この10年間、時給はずっと大阪府の最低賃金、2007年でしたので、731円、2020年に964円でした。そして15年間、一度も賃上げがありません。去年10月1日に大阪府の最低賃金が992円に改定され、ようやく時給が992円になりました。

また、私の場合は教授の研究費で雇われていることから、予算との関係で雇用契約が数か月単位での更新となっており、非常に不安定な状況で働いています。週3回研究室勤務で月の収入は6万、7万程度で家賃を払うと生活費さえ残らない状態です。もちろんこれは大学側の非常勤職員を最低賃金で使い捨てにするやり方や経験・能力を考慮せず学歴、博士、修士、学士などで一律に賃金を決めている賃金体系に大きな問題があるということは言うまでもありません。

それ以前に大学で働いたことがありまして、ブランクがあったんですけども、COEといまして国の採択されたプロジェクトのバイリンガルのスタッフでしたが、2002年、2003年ぐらいで時給は1,200円でした。20年前で1,200円ですが、現在最低賃金で働いているために992円です。それ以前、外資系の企業で役員室、外国人社長のアシスタント及び通訳者として働いていましたが、そのときは外資系企業でしたので普通に生活できる収入が十分にありました。

なぜこのような条件で私は働いているかといいますと、やはり大学の自由な雰囲気や教授との信頼関係があって働きやすいということです。しかし、さすがに1,000円に満たない最低賃金で働き続けるというのには限界を感じています。

日本でも、ヨーロッパで今、最近ものすごい物価高で、欧米で、ヨーロッパで8%ですとか、13%ほど物価が上がっています。日本は物価上昇率が2.数%でまだ緩やかではあるんですけども、しかし、夏が終わると本格的な物価高の波が2回、3回に分けてやってくるというのが専門家の方々の見解です。エネルギー価格も上昇しておりますし、はっきり言って非正規で働いている人間は生活していけない状態なんですね。

世界情勢も不安定で、世界各国で深刻なインフレになっておりまして、賃上げを要求する労働環境の改善を求める大規模なデモが行われております。イギリス、ロンドンでは、公正な賃金を求めて3日間で約4万人の大規模な鉄道ストライキが起こりまして鉄道が一切止まりました。また、ベルギー・ブリュッセルでも6月20日に7万人以上のデモです。ブラジル・サンパウロ、アルゼンチンのブエノスアイレス、パキスタン・イスラマバードでも非常に大通りを人が埋め尽くすようなデモが起こっていて、警官隊と衝突して逮捕者が出ています。日本は対岸の火事というか、他人事、他国のように思っておりますが、やはり日本もこれに近い状態にだんだんくなっていくのではないかというのは容易に予測できます。

労働者は、税金が上がり、光熱費が上がり、物価が上がり、生活費の負担だけがが増えて賃金が一向に上がらないという中で非常に苦しい状況に直面しています。日本でも今後、欧米に続くようなエネルギーの高騰や物価高が見込まれます。そして賃金を求める声が大きくなっていくことが容易に想像できます。

そもそも最低賃金の設定された当初というのは、これは主婦のバイトですとか、高校生や夏休みのアルバイトですとか、そういった形で扶養内で働くようなものを設定されて当初最低賃金という設定が始まったかと思うんですけども、今や非正規が増えて20年ほど前から労働者の構造が変化していますから、非正規が増えて約4割弱だと聞いています。正社員は身分保障もありますし、ボーナスもありますけれども、非正規は最低賃金で働いているような方々も多い上にボーナスがないとか、身分

保障がなく、私は現在労働経済学の論文の執筆に携わっているんですけども、非正規はやはり企業側の正社員を守るための景気のアップダウンのバッファーとして緩衝材として使われていて、使い捨てにされているという側面もあります。

ですから、このような格差がますます広がり、物価がどんどん上がっていく中で、やはり使い捨てで保障されない非常に不安定な状況ですから、労働者の怒りもこういうことがずっと続くといつか海外のように爆発するようなことにもなりかねないと思います。

992円に前回上がったんですけども、28円の上昇と、これでは今は焼け石に水の状態です。大幅な引上げをぜひお願いしたいと思っております。

最低賃金審議はいつにも増して危機感を持って取り組んでいただきたいと切にお願い申し上げます。よろしくお願いいたします。最低少なくとも数十円ではなく、やはり1,100円、1,200円、少なくとも1,100円というのは、皆さん1,500円をうたっていらっしゃる場所もありますけれども、数十円ではなく大幅な賃上げをお願いしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

中辻主任賃金指導官

ありがとうございます。

続きまして、全国印刷出版産業労働組合総連合会大阪地連書記長、阿野寛子様をお願いいたします。

阿野様からは4種類の参考資料が提出されております。皆さん、クリアファイルに入れてお配りさせていただいております「2022年大阪労連最低賃金生活体験報告書」、「パート労働黒書No. 9」、それとあとカラー刷りの1枚物のリーフレット、それと「大阪府必要生計費試算調査の結果について」、この4種類をお配りさせていただいております。よろしくお願いいたします。

阿野陳述者

お世話になります。私、大阪労連傘下の全印総連という印刷出版産業の関連産業の労働組合の大阪地連の書記長をしております阿野と申します。また、大阪労連のほうでは、女性部のほうの事務局次長もさせていただいております。

私の出身の企業は北区にある印刷会社になるんですけども、印刷会社というのがそもそも中小零細が大半ということで、全国でも27万人が大体労働者なんですけれども、どうしても印刷物というのがこの間すごく減っているがために全国の売上げ規模でも、2019年コロナ前の時点でも5兆円を切る産業になっていまして、印刷業界というのは1%の大企業に99%の中小零細企業、その90%の売上げをその1%の大企業さんが占めて、残りの90%以上の会社のほうは10%を取り合っているというような業界になっていまして、正社員であったとしても収入がとても少ない業界になっています。

なので、全国の平均給与というのが大体430万程度なんですけれども、印刷業界でいくと、平均給与になるともう400万は満たないかなというところが当たり前ということになっています。ですので、私も正社員ではあるんですけども、入社から29年働いていまして、現在の年齢も49ですけども、基本給が24万6,000円程度で、賃上げについても大体印刷会社の中小企業というのは、組合さえあれば春闘でその年の賃上げを決めていますけれども、定昇がない会社がほとんどになっているために、春闘の時期に組合と会社で話をして年間何ぼ上げるかみたいなのでいくと、全印総連でも今年の2022年度の平均の賃上げ額というのは4,000円程度という形になっています。

そして、皆さんにお配りしました資料、私は大阪労連に加盟していますので、大阪労連では毎年最

賃体験というのをしております。そして私は今年初めて体験したんですけれども、大阪労連では、先ほどの資料の中で意見書も提出していますけれども、1,500円は絶対必要やということで出しています。数年前までは最低賃金1,000円以上というふうには言っていたんですけれども、今年のところでこの傘下組織でも1,500円はやっぱり絶対必要やというふうになっています。そして先ほどの方とかもおっしゃっていましたが、これだけ非正規の方が増えているし、正社員であったとしても1,500円という額というのがあつたりなかったりという中で、やっぱり最低賃金が1,000円以下というのは本当に生活ができないということを訴えたいと思います。

今年、私も1か月間、4月1日から4月30日の1か月間、992円のベースでの最賃体験というのをやってみたんですけれども、私なんかはもともと通院とかもしていたり、また、美容院とかも絶対に行くので、毎月のそういった本当に生活に関わる食費とか、光熱費とか、通信費とかというのでも9万9,000円というのはもう本当になくなってしまうので、それで最賃が全て終わってしまうと。そして通院であるとか、美容費であるとか、ちょっとしたお出かけであるとか、慶弔なんかでいくと、もうその余剰分でしか払えないので、やっぱり最賃としては赤字やなというのを実感しました。

その中で、この最賃体験のところの感想なども、この資料のページでいきますと、後ろ、34ページとかですかね。感想も書いていますけれども、本当に食費とかというのを削れるだけ削ってやっとやるということで、潤いもなくなりますし、生活するという意味では、最賃というのはそういったことで憲法25条の健康で文化的な生活には程遠いのかなと感じております。

また、必要生計費試算調査というのを大阪労連で取り組みまして、約1万人の方から資産調査に協力していただいたもので、その中で20代の人たちに合意形成会議などにも参加していただいて、実際にその25歳の青年たちが大阪市内で暮らすのに幾ら必要なのかというので調査したところ、1か月24万4,951円、時給1,633円が必要というこのチラシの金額になりました。私の最低賃金の生活体験で結局私自身は992円では生活ができなくて1か月6万円ぐらい、それからプラスになってしまったということでいくと、そういう暮らしを普通にしようと思ったら1,500円必要なんだというのがその体験の中で身をもって思いました。その6万円が出たからそれですごくぜいたくをしたのかというところと全くそういうことではなくて、先ほど言っていたみたいに、普通に治療費であったり、美容院であったり、歯科の治療費であったりとか、ちょっと交通費がかかったりとか、そういうことであつという間に過ぎてしまったというような形になっています。

また、私の働く全印総連の印刷会社というのは、もちろん正社員だけじゃなくて、派遣の方であるとか、アルバイトの方であるとか、フリーランスのデザイナーさん、カメラマンさんという方にも協力していただいていますけれども、やっぱり全員が本当にいっぱいの中で生活をしていて、余裕があるという人たちは本当に最初に言った1%の大企業の方たちは給料ベースは大分違いますけれども、残りの99%で印刷業で働いている人というのは、本当にこの最賃近傍なのかなというふうに考えています。

そういう形で働いていると、結局、私の会社でもそうですけれども、40代、30代以下が最近結婚をしなくなっているのは事実です。1人の生活でいっぱいいっぱい、毎日印刷業なので残業などもしていたら余裕もないと、お金もないということで、気づいたら40代後半になっていたよみたいな形で女性も男性も本当に結婚していない人は増えていますし、子育てをしている人なんかはものすごく苦しい中で生活していて、もし実家の援助とかがなければ家を持つとか、ローンを組むというのも大変やなという状況になっています。

ぜひとも本当に今年の審議会では、私たち大阪労連で働く労働者としては1,500円、大幅に本当に生計費調査の実態から基づいて大幅賃上げ1,500円以上というのを求めたいと思います。本当に1,000円とかで最低賃金すごいなとかいうレベルでは全くなく、物価高、エネルギー高騰ということもありますし、御検討のほどよろしくお願ひしたいと思っております。

そして、全国一律ということも本当に大事だなと思っております。先ほどの方もおっしゃっていましたが、お子さんが結局違う地域に住まれた場合に、奈良と大阪ですごい最賃が違うなら、アルバイトをするにしても奈良に住んでいても大阪に行くとか、最賃の違いによって地方経済というのはとても影響を及ぼすものであると考えています。だから大阪の最賃を大阪だけで考えるということでもなく、本当に全国一律で1,500円というのを本当に目指してお願ひしていきたいなというふうに考えています。

以上、私のほうの訴えとなりました。ありがとうございます。

中辻主任賃金指導官

ありがとうございました。意見陳述は以上です。

それでは、会長、よろしくお願ひいたします。

服部会長

ただいま3名の方から御意見をお聞きしました。陳述いただきました内容について、何か御質問ございますでしょうか。いかがでしょうか。

(な し)

服部会長

ありがとうございます。

それでは、質問はないようですので、終わらせていただきます。

ただいまの意見陳述につきまして、大阪府最低賃金専門部会の委員の皆様方におかれましては、十分御留意の上、審議をしていただくようお願いをいたします。

なお、地域別最低賃金専門部会は効率的な審議を行うため、目安が出る前から調査審議を始めるという了解事項によりまして、7月26日火曜日から第1回目、本日7月29日金曜日、この総会開催前の午前11時から第2回目を開催しております。

今後の大阪府最低賃金専門部会の日程については、事務局から御説明をお願ひいたします。

中辻主任賃金指導官

今後の日程について説明いたします。

資料の3ページ、23ページを御覧ください。令和4年度大阪府最低賃金の審議の進め方を御覧ください。

大阪府最低賃金専門部会については、第3回目を8月1日月曜日午後3時、第4回目を8月2日火曜日午後1時30分、第5回を8月3日水曜日午後1時30分にそれぞれ開催を予定しております。

以上です。

服部会長

ただいまの説明について、何か御質問等ございますでしょうか。

(な し)

服部会長

ありがとうございます。

それでは、意見陳述者並びに随行の方で御退席をなさいます方は、ここで御退席をいただいて結構でございます。

それでは、続きまして、議事3、令和3年度大阪府最低賃金の答申附帯事項に関する取組状況報告について に入ります。

事務局より説明をお願いいたします。

的場賃金課長

それでは、事務局から令和3年8月4日付大阪府最低賃金答申の際、御要望いただきました附帯事項につきまして、取組状況を報告いたします。

資料の4を御覧ください。

まず、1ページに記載していますとおり、附帯事項は5項目ございました。この5項目に対して取り組んだ状況を順に追って御説明させていただきます。

2ページを御覧ください。

まず1項目、大阪府最低賃金の的確な周知広報、履行確保を行うこととございます。周知広報は従来からできるだけ多くの大阪府民に知ってもらうよう様々な手段を行っており、大阪府内全自治体の広報紙への掲載、ケーブルテレビ番組への出演、包括的連携協定を結んだ金融機関での周知をはじめ、広報媒体を活用し積極的に取り組んでおります。

また、3ページに掲載しておりますとおり、大阪府最低賃金のリーフレット・ポスターは、2,000を超える機関・団体・事業場へ送付し、周知を図りました。これらリーフレットは厚生労働省本省から送られてくるものと大阪局独自で作成しております大阪府最低賃金、特定最低賃金、近畿2府4県の一覧の3種類がございます。特に地方最低賃金のリーフレットは厚生労働省作成のリーフレット・ポスターが配送されてくるまでにしばらく時間がかかるため、そのタイムラグを埋める意味もあり、確定後すぐに作成し、自治体・関係団体を中心に送付いたしました。

3ページから4ページにかけてになりますが、在阪鉄道各駅や労働保険年度更新会場、労働基準監督署、また大阪国税局に依頼し、確定申告会場などで中小企業・小規模事業者が利用することが見込まれる場所でのポスター掲示やリーフレットの配布、YouTubeへの配信等、様々な媒体を活用し最低賃金等の周知広報に取り組みました。

次に、4ページの2を御覧ください。

昨年度までの最低賃金主眼監督の件数と違反率を推移して掲載しております。パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化会議に基づく最低賃金支払いの徹底と賃金引上げに向けた環境整備を行うため、今年1月から3月までの集中取組期間において大阪府内の全監督署で最低賃金の遵守徹

底を図り、最低賃金の履行確保のための集中的な監督指導を実施いたしました。引き続き関係機関と連携し、大阪府最低賃金の周知を図り、また、最低賃金主眼監督の結果、一定数の違反事業場が存在するため、履行確保のために監督指導を徹底してまいります。

次に、2項目に中小企業等に対する生産性向上と支援措置について、利活用の促進、支援に努めること、特に各種支援策を必要とする中小企業等に対し、効力発生日を踏まえ、周知広報と一層の利活用を促進することとございます。

令和3年度は、コロナ禍の中での大幅引上げということもあり、中小企業・小規模企業に対する支援策を10月1日の発効日より前に広く迅速に周知する必要があることから、9月を最低賃金周知・支援月間とし、その取組概要と実施要綱を大阪労働局全体の取組としてプレスリリースするとともに、労使団体をはじめ自治体や支援機関等、中小企業と関わりの深い機関に対し、積極的な周知の御協力をお願いいたしました。皆様方には各機関の会報誌やメールマガジンへの掲載、セミナー等、様々な方法で御周知いただき、広く伝えることができました。

2、大阪働き方改革推進支援・賃金相談センターを通じた取組についてです。大阪働き方改革推進支援・賃金相談センターは、働き方改革の実現に向けて助成金の活用、就業規則の作成、賃金規定の見直しなど、中小企業を対象とした幅広い労務に関する支援を行う大阪府社会保険労務士会に委託している事業となりますが、今回周知を進めた賃上げ支援策の中で支援が自社に合うのか迷われた場合はこのセンターに御相談くださいと支援策とともにリーフレットに掲載し、総合的な相談窓口としての役割を担いました。

6ページの3、労働基準監督署における取組では、最低賃金改定の影響を受けやすい事業場を選定し、それぞれの事業場に合った資料を用意し、労働時間相談・支援コーナーの担当から直接最賃改定額と支援制度の活用を呼びかけました。

6ページの5に支援策活用状況を掲載しております。助成金のうち最も変化が顕著だったのは業務改善助成金です。集中して広報した9月に一気に申請件数が上がり、昨年度申請件数は全国トップとなっております。9月の最低賃金周知・支援月間の取組の成果であったものと考えております。

以上のように令和3年度の最低賃金確定以降、改定賃金額と引上げ額の支援の周知を一刻も早く行うため、大阪労働局を挙げて対応するとともに各関係機関、労使団体のお力を借りて取り組んでまいりました。引き続き賃金引上げを図る中小企業を支援する業務改善助成金の周知、中小企業が賃上げをしやすい環境を整えるため、制度・助成金等、幅広い相談に応じる大阪働き方改革推進支援・賃金相談センターを積極的に周知し、それぞれの利活用促進に取り組み、また、関係団体・関係省庁と連携し、横断的な事業主支援の周知を図ってまいります。

次に、3項目、行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、当該業務委託先による最低賃金の履行確保に支障が生じることのないよう、行政機関に対して発注時の特段の配慮が行われるよう要請することについてでございます。厚生労働省労働基準局長から各都道府県知事と政令指定都市の市長宛てに、大阪府内の政令指定都市以外の各自治体には大阪労働局長と知事の連名で、国の在阪行政機関には大阪労働局労働基準部長名で、年度途中で最低賃金の改正があった場合、受注者が労働者へ最低賃金額以上の賃金を支払う義務が履行できるよう民間企業への役務及び工事等の発注時に配慮するよう要請文書を発出してしております。

また、労働局が行う建設工事等発注業務担当者の会議においても、労働局から要請として説明を行っております。いずれも今後継続していくこととしております。

最低賃金に係る情報提供に関する協定につきましては、現在大阪市と堺市で締結しております。現在、そのほかの自治体からも協定に関する相談を受けており、さらに積極的に進めたいと考えております。

最後に、4項目、公正な取引慣行の確立、関係法令遵守の徹底を図ることをございます。近畿経済産業局が開催した下請け駆け込み寺事業に係る近畿ブロック情報連絡会議に令和4年2月に出席し、取組状況や事例についての意見交換を行いました。

また、労働基準監督署においては、最賃に関する違反が認められた事業場で、原因に公正な商取引によるものが行われるような場合については経済産業省相談窓口を、建設業法違反が疑われる場合には国土交通省相談窓口をそれぞれ案内し、法令の遵守の徹底を図っています。それらに該当しない場合であっても、リーフレット等を配布の上、相談窓口の教示を行っております。

最低賃金違反の背景を見極め、所轄官庁への通報を確実に行っており、所轄官庁と関係官庁との連携スキームは整備されていることから引き続き連携を行い、下請業者に対する相談窓口の情報提供を推進してまいります。

附帯事項5項目につきましては、ただいま説明いたしました4項目の取組状況と効果の検証について、本総会でこのように御報告させていただきました。

これらの取組につきましては、引き続き積極的に進めてまいりますので、今後ともどうかよろしくお願いいたします。

事務局からは以上です。

服部会長

御説明ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、何か御質問ございますでしょうか。

(な し)

服部会長

ありがとうございます。

それでは、続きまして、議事4その他 について、何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(な し)

服部会長

特にないようですので、次回の日程につきまして、事務局から御説明をお願いします。

中辻主任賃金指導官

次回総会は、8月4日木曜日午後1時30分から予定しておりますが、改めまして御連絡申し上げます。会場は、大阪地方合同庁舎第4号館2階第2共用会議室として、こちらとなっております。

以上です。

服部会長

ありがとうございます。

日程につきまして、また場所につきまして、委員の皆様、次回、よろしく願いをいたします。

それでは、本日はこれで閉会といたします。お疲れさまでした。

(閉会 14時25分)